

# インド思想と「罪」の概念

## 四天王寺国際仏教大学平成18年度夏学期

### 「仏教」(瞑想)講話録をもとに

丸 井 浩

(平成19年9月29日受理 最終原稿平成19年12月4日受理)

#### ・はじめに

丸井浩と申します。インド哲学を研究しております。

本日は、“インド思想と「罪」の概念”というタイトルでお話させていただきます。

悲しいことですが、今日、大変おぞましい犯罪が、次から次へと報道されています。何かしらこの現代という時代は、犯罪の時代という様相を呈している感があります。ところで、この「犯罪」ないし「罪」とはいったいどのようなことなのか、古いインドの宗教や哲学の教え、考え方はどうであるのか、あるいは同じくインドに発しつつ広くアジア諸地域へと広がっていった仏教では「罪」をどのように見てきたのか。こうした問題について私自身これまであまり考えをまとめたことはありませんでした。

まことに光栄にも、このたびインド学仏教学という学問の大先輩であり、東京大学文学部印度哲学研究室の大先輩であり、またドイツ・ハンブルク大学の留学生としても大先輩である奥田清明学長様から、「罪」または「無常」について講話をして下さいという、ありがたいお誘いをいただきました。そこで、今日の深刻な問題の一つに連なっている「罪」という概念に関して、インド思想・仏教思想の観点から見て、どのようなことが言えるのだろうか、そのようなテーマを選ばせていただきました。多少、専門的で難解な箇所もあるかもしれませんが、なるべく皆さんに関心を抱いてもらえるように努力致しながら、お時間の許す限りでお話させていただきます。配布資料「はじめに」が、本日お話すトピックをまとめたものです。

インドの宗教思想ないし仏教における「罪」概念の分析を通じてインド思想の特質をさぐり、その今日的な意義を伺いたい。

#### ・二種類の「罪」

専門的なお話に入る前に、まず次のことを確認しておきましょう。つまり、今日、「罪」という言葉を用いる時には、一般に二つの罪を区別する、ということです。配布資料の「二種類の罪」に、『事典 哲学の木』(講談社、2002)、『岩波 哲学思想辞典』(岩波書店、1998)などを参考に、この二種類の罪を簡単に整理しました。

### A . 法律上の罪 = 犯罪 (crime)

第一は「法律上の罪」です。一般に「犯罪」( = 犯した罪 ) と呼ぶ場合の罪は、この「法律上の罪」であり、英語ではcrimeと言います。あるいは「法律に反する行為」「法に背くこと」がこの第一の意味での「罪」を犯す行為、すなわち「犯罪」( = 罪を犯すこと ) である、と整理することもできます。ただしここで「法律上の罪」とか、「法律に反する」「法に背く」と言った場合の「法律」「法」とは、正確には「実定法」と呼ばれているもの、すなわち、人の手によって定められた、「人為によって定立された法」のことを指しています。

ちなみに、この実定法と区別される「法」として、「自然法」という考え方があります。自然法というのは、人間および取り巻く世界・事物の本質を規定する基礎として、すべての時代、すべての場所に当てはまる、人為を超えた普遍的な秩序・法則・規範と考えられているものですが、このような自然法の概念を容認せずに、実定法という法のみを認める人たちもいます。このほか実定法と区別される「法」として、神が定めた掟としての「神法」などといった、宗教的な意味合いの強い法概念もあります。

いずれにせよ、今日私たちが一般に法律と呼んでいるものは実定法のことです。特定の時代・時期に、特定の国家・社会の手続きを経て人為的に定められた法が実定法であり、これに反する行いをした場合に問われる「罪」「犯罪」が、一番目に掲げた「法律上の罪」( crime ) です。

### B . 宗教・道徳上の罪 (sin)

これに対して二番目に挙げました罪は、「宗教・道徳上の罪」であり、英語でもsinと言い、一番目のcrimeとは区別しています。少し難しい言い方になりますが、この第二の罪とは、世界・人間等の一切を創造・維持している神に背くこと、あるいは、私たちが生きる世界を成り立たせている秩序・法則・規範といった超越的な存在に反することである、ということもできます。したがってこの「超越的な存在に背くこと」という意味での罪は、ひとつひとつの具体的な行為にとどまらず、生活態度や習慣、生活、ひいては存在そのものにまで及びうる広い観念となります。しかしそれと同時に、この罪観念は、背景となる宗教・文化が異なれば異なりうることとなります。

### C . 近代化と二種の罪

ところで、このような二種の罪を区別する考え方が明確になるのは、近代国家誕生以後のことであり、近代以前の社会では一般に宗教と法とは未分化であり、したがって宗教上の罪と法律上の罪との区別は不分明でした。一方、近代化以後は宗教上の権威と世俗的な権威 ( 国家 ) は区別されようになり、宗教から独立した法概念 ( 実定法 ) が確立しました。この世俗化した近代法の確立によって、宗教 ( どの宗教を信じるかということ、あるいは宗教を信じるか否かということ ) は各人の選択に委ねられる私事となり、ここに宗教上の罪と法律上の罪とが制度上、明確に区別されるようになりました。

どれほど残虐と思われる行為や邪悪な行為を行なっても、法律に違反する行為でなければ犯罪と見なされることはなく、しかるべき処罰を受けないですむ、というのは、あくまでも法律上の罪というレベルでの話であり、宗教上の罪という考えのもとでは、全知全能の神はすべてをお見通しであり、あるいは因果応報の道理は絶対であり、あくまでも悪は悪、罪は罪として、当人が必ず背負わなければならないものとなります。

### ・ 仏教（インド仏教）用語としての「罪」

さてそれではいよいよ本題に入りましょう。インド思想、仏教思想では、「罪」をどのようにとらえてきたのでしょうか。最初に仏教について見たいと思います。ただしここでは仏教といっても、特にインド仏教を念頭に置いています。

まず仏教用語として登場する「罪」という漢字から出発しましょう。

ところで私たち日本人は、仏教関係の言葉という漢字をまず思い浮かべるのではないのでしょうか。「念仏」「座禅」「法事」「仏典」「写経」「般若」「菩薩」などと枚挙に暇がありません。固有名詞であっても「玄奘」のように中国人であるならば問題はないのですが、「釈迦」「竜樹」「世親」などは皆インド人でありながらも、原語の発音に近づけた「シャーキヤ」（シャカ属出身の方）や「ナーガールジュナ」「ヴァスバンドゥ」よりも漢字での呼称に私たちは慣れ親しんでいるのが実情です。

勿論、インドの仏教徒たちが漢語を使っていたわけではなく、インドの仏典が漢字で書かれていたわけでもありません。ブッダの教えが仏教聖典としてインド各地へと広がってゆきましたが、それらがもともと何語であったか厳密なことは分かっていませんが、古くからサンスクリット語（梵語）ないし、サンスクリット語に近い種々のプラークリット語で書かれた仏典群が流布していたようです。（ただし仏教成立後、何百年もの間、仏典は筆写されず、暗記され口伝に伝承されたようですので、「書かれた」というより「語られた」と言うべきでしょう。）ちなみにサンスクリット語とは、インド・ヨーロッパ語族に属すインドの古典語・教養語であり、インドの宗教典籍、哲学書、学問書の多くがサンスクリット語で書かれてきました。

もっとも、ブッダの教え（に近い教え）が盛り込まれたと考えられる初期の仏典であり、かつサンスクリット語（仏教梵語）で書かれた梵語初期仏典はあまり多く現存しておらず（現存する梵語仏典の大半は大乗仏教のテキスト）、むしろインド各地の民衆の言葉に近かったはずのプラークリット語、特に西インドに流布していたとされるパーリ語の仏典が、今日に至るまで、南方のスリランカおよび東南アジアの仏教国（タイ、ビルマなど）において根本聖典として信奉され保持されています。

いずれにせよ、長い期間にわたって、インドの諸言語で書かれた膨大な仏典が中国にもたらされ、漢語に訳されてゆき、その漢訳仏典が朝鮮半島を経由して日本に伝来しました。仏教の発祥の地がインド（天竺）であることは、私たち日本人の祖先たちも知識として知ってはいましたが、地理的にも歴史的にも言語的にもインドは遠い国でした。サンスクリット語で書かれ

た般若心経（最もコンパクトな大乘経典）の写本（印刷された「版本」に対して、手書きで書かれた手作りのテキストのこと）が法隆寺に保存されてきた、という具合に、インドの言語で書かれた仏典と全く無縁であったとは言い切れませんが、日本に仏教が根付き、発展してきた拠り所としての仏典は漢訳仏典であり、古来、漢語を通して私たち日本人は仏教思想を理解し、仏教精神を汲み取ってきた長い歴史的、文化的経緯があるのです。仏教に関連する語といえば私たち日本人がまず漢字を思い浮かべるのは当然と言えます。

そこで以下では、まず漢語の仏教用語として登場する「罪」という漢字に注目しましょう。

勿論、「罪」という漢字にも当然、中国語としての意味の広がりがあり、同じ「罪」という漢語を当てる際にも、漢訳者は「罪」という一字に込めることが可能な、それらの意味の広がりの中で或る特定の意味範囲を特に意図していた可能性があります。また仏教用語としての「罪」という漢字は元来、インドの仏典を漢訳する中で使われた訳語として出発したとしても、その後、中国ではインドや中央アジアから請来された仏典の原典は捨て去られ、漢語の仏典そのものが自立して独自の展開を見せるようになってからは、訳語としての「罪」よりもむしろ漢語仏典特有の「罪」の概念を追求しなければならないはずです。

しかしながら、私にはそのような学的手続きを行なうだけの古典中国語および漢字仏典に対する素養がありません。したがって今はとりあえず、「罪」という仏教用語の用例や定義に関して、可能な範囲で整理・検討を行ないつつ、それらに対応するサンスクリット語の原語（ここでは便宜上サンスクリット語に一本化します）の多様性に注目して、その意味の広がりを眺めて見ます。そしてそうした作業を通じて、仏教（インド仏教）における「罪」という概念の広がりや特質も、自ずと浮かび上がってくるはずです。

#### A. 漢訳「罪」の原語と意味的広がり

漢訳の仏教用語に対応するサンスクリット語が何であるかを調べるために、最も便利なツールは、故平川彰博士の編集になる『佛教 漢梵大辭典』（靈友会、1997）です。その944頁に「罪」という漢字項目があり、そのもとに29のサンスクリット語が充てられています。つまり、サンスクリット語の仏典を漢訳するにあたって、漢訳者が「罪」という漢字を充てるもとになったサンスクリット語としては、少なくとも29の異なる原語が確定できる、ということになります。そこでこれらの29の原語それぞれの一般的な意味を抽出して、「罪」という訳語のもとになっているサンスクリット語の意味の広がりを整理してみましょう。

まず第一に、最も広い漠然とした意味範囲として、「悪、好ましくないこと、穢れ」というものを立てることが可能です。

##### （1）悪、好ましくないこと・もの

そしてそのような「好ましくない」「悪」「穢れ」として見なされる具体的なもの、こと、存在とは、どのようなものがあるのか、というと、おおむね以下の5種類の違う意味合いが抽出できるように思われます。

##### （2）まちがった行い、悪行、違反、犯罪

(3) 過失・咎、非難されるべきこと

(4) 罪業、穢れ、不浄

(5) 悪果、災い

(6) 「三毒」：悪行へと人を駆り立てる三つの基本的煩惱（貪・瞋・癡）

つまり(2)(3)のように、悪い行いや過失を「罪」と呼ぶばかりでなく、(4)のように、その悪行・過失によって当人がこうむり、背負わなければならないとされる、穢れ、不浄、罪業もまた「罪」と呼ぶ場合があり、さらには(5)のように、(2)(3)の悪行・過失によって当人にその後、目に見えるかたちで振りかかってくる悪い結果、災い、報いもまた、「罪」として括られるケースもある、ということになります。

そしてさらには、そのような災いの結果を招くことになった悪行そのものを引き起こす根本の原因として、私たちの存在そのものに構造的にすり込まれているとされる、三つの基本的煩惱（これを「三毒」と呼ぶのですが）、すなわち、貪欲（むさぼり）・瞋恚（いきどおり、うらみ）・愚癡（おろかさ、無知）を合わせた全体を、(6)のように「罪」と呼ぶ場合もあるのです。

以上、「罪」という仏教用語のもとになっていると思われるサンスクリット語の意味を整理・分類することによって、仏教の「罪」という概念内容の広がりを一瞥しましたが、このような「罪」という語の意味の広がり基底には明らかに、仏教に限らずインドの宗教・思想全般を特徴付けている業の思想と、業の思想を基礎付ける特有の行為概念が読み取れるように思われます。この点を少し掘り下げて考えてみます。

まず私たち一人ひとりが特定の場面で、現実に行なう具体的な個々の行為は、その行為を行なったその時点で終了すると見なすことが一応可能です。「犯行推定時刻は…」などと言うときの行為（「犯行」）は、まさにこのような行為の典型でしょう。しかし具体的な行為が終了したあとも、その行為を行なった当人に見えない形で、行なった行為の中身に対応した何らかの余力が残り、蓄積され、やがてその余力が、ちょうど花が果実となって実を結ぶように、当人にしかるべき結果をもたらす、とこのように考えるのが業の思想です。

何をもって善行と見なし、何をもって悪行と見なすかは、拠って立つ価値体系ないし宗教的教義如何によって異なり得ることになりますが、一般には「善因善果、悪因悪果」という標語としてまとめられるように、善い行為を行なえば当人に善い結果（経験内容として見れば喜びや幸せ、ないしその原因となる諸要因）がもたらされ（今生ではなく来世において報われることが多いとされる）、悪い行為を行なえば当人に悪い結果（同様に、苦しみや悲しみ、ないしその原因となる諸要因）がもたらされると考えられています。

これを行為概念との関連で整理しますと、行為を意味する代表的なサンスクリット語としてカルマン（karman、業）がありますが、このカルマン（日本語や英語では「カルマ（karma）」として知られている）という語は「～をする、なす」「～を作る」を意味する動詞語根から派生した名詞の一種であり、何かをなす、あるいは何かを作り出す行為、作用を意味するとともに、その行為、作用の結果として当人に目には見えないが何らかの形で存続する、潜勢的な余

力もまたカルマンと呼ばれ、さらにこの潜勢的な余力はしかるべき時が熟せば必ず、余力を後に残すことになった過去の行為の内容に相応しい結果を当人にもたらすものとして考えられているのですから、たとえば来世にどのような生まれ方をするかというカルマンの結果（業果）までもが、カルマンという語が及ぶ意味の広がりの中に入ることになります。

そして因果応報の道理に身を任せている限り、たとえ生まれ変わりのあり方に良し悪しの程度の差こそあれ、憂い・悲しみ、苦痛、老い、病、死といった苦しみのまわりついた生存のサイクルから所詮逃れることはできない（この生死の連続＝苦の連続＝輪廻から窮極的に解放されるのが「解脱」）との知恵の眼が開けてくるためには、因果応報の推進力の根本には何らかの欲望（私たちからすれば「本能」と呼ぶべきものもそこには含まれている）が横たわり、さらにその欲望の根底には、存在に対する根本的な見誤り、勘違い、無知がある、という見究めの知を醸成しなければならない、とされます。したがって、カルマンの推進力の源ともいべき煩悩ないし無知そのものもまた、行為概念の広がりの中に収まっていくこととなります。

少し付随する説明が長くなりましたが、このような業の思想と広い行為概念のもとで、先ほど見た「罪」の意味の広がり进行分析すると、非常にきれいな図式として浮かび上がることが分かります。

#### 図 1：「罪」という語がカバーしうる意味範囲

根本的無知・煩悩（「三毒」）	悪行	罪業（潜勢力）	報い（苦）
----------------	----	---------	-------

実に「罪」という、このたった一つの漢字が、悪行へと人を駆り立てる原因、悪行そのもの、悪行が行為者に残す余力、そしてその潜勢的余力を媒介として最終的に行為者に降りかかる悪行の報いに至るまでの、因果系列全体をカバーしうる、非常に広い意味の広がりを持っている事情が明らかになりました。

#### B. 仏典における「罪」概念の説明

次に、「罪」という概念を仏典自体がどのように説明しているか、ということを見ましょう。ただし私自身は仏教の専門家ではありませんので、具体的な仏教のテキストに当たって、関係する箇所を拾い上げて検討するという事は困難です。ひとまず仏教辞典の類をいくつか調べてみました。なかでも、最も内容が充実し具体的な資料に富んだ不朽の労作『望月仏教大辞典』（1909-1936. 世界聖典刊行協会発行の増補及び補遺を含む全10巻の初版は1936）は、「罪」（ザイ）についても有益な情報を与えてくれます。（以下は配布資料 Bの一部）

仏典における「罪」概念の説明（『望月仏教大辞典』より）

(1)「法性の理に離反し、又は禁戒に触れた行為にして、即ち苦報を感ずべき悪行」

「二罪」＝「性罪」（本質的に罪悪行為なので苦の報いを免れない悪行）と「遮罪」

(本質的には罪悪ではないが戒律に触れる行為なので罪に問われる)(『瑜伽師地論』)  
(2)「罪に三種あり。一に業、二に煩惱、三に悪行。」(『大毘婆娑論』)

『望月仏教大辞典』は「サイ 罪」(第2巻、1397-8頁)の項目下で、まず「罪」の定義を施しています。それが(1)です。要するに、「罪」は悪い行ない(悪行)なのですが、どのような意味で悪い行ないなのかという、それは二種類に分かれるというのです。結論を先取りした言い方になりますが、この二種類の「罪」の内容は、先に見た「二種類の罪」、すなわち、「法律上の罪」と「宗教・道徳上の罪」という概念に、ある意味ではよく対応するように思われます。

まず「法性の理に離反し(た行為)」の「法性の理」とは、仏教でいうところの、この世界・存在を成り立たせている秩序、真のあり方、真理(これを「法(ダルマ)」とか「法性」という)のことであり、それに反する行為とは、「宗教・道徳上の罪」の説明のところにあった、「超越的な存在に背くこと」に相当します。

他方、「法性の理に離反し(た行為)」の後、「又は」でつないで「禁戒に触れた行為」が述べられていますが、ここで「禁戒に触れる」とあるのは、ブッダが折に触れて「～してはならない」と定めたとされる戒めを破ることで、ブッダが定めたとされる戒め、戒律は、近代社会における実定法とは勿論異なりますが、しかし「法性の理に離反した行為」に対して「禁戒に触れた行為」を別立てする、この仏教における罪の二分法が、「宗教・道徳上の罪」と「法律上の罪」を区別する近代化以降の考え方と、ある意味でよく対応する概念であることは、『望月仏教大辞典』のこの罪の定義の資料的根拠(の一つ)となっている『瑜伽師地論』というテキストの中の、「二罪」の説明(これも同辞典に出てきます)を見ると一層明らかになるでしょう。

すなわち、ここでは「性罪」と「遮罪」の「二罪」を区別していますが、最初の「性罪」という罪行は、生き物を殺す(殺生)とか、他人の所有物を盗む(偷盗)などというように、本質的に罪悪行為なので、いかなる場面でいかなる人が行なったにしても罪として問われ、将来、当人は必ず苦しみの報いを受けなければならない、とされる悪行のことで、

それに対して「遮罪」とは、本質的な意味での罪悪行為とは言えないけれども、ブッダが「～してはいけない」と(あることをきっかけにして)禁止した行為なので、その戒め・規律(戒律)を破ることは、「性罪」とは別の意味で罪に問われると考えられている悪行のことで、ちなみに、いわゆる「五戒」の一つとなっている「不飲酒」(お酒を飲んでではない)は、多くの場合、「遮罪」として扱われるようです。

「性罪」は、犯した行為が戒律で禁止されているか否かとは関係なく、常に「罪」として扱われますが、「遮罪」は、それを禁止する規定(遮戒)が制定されてはじめて「罪」となるものです。「法(実定法)に違反する行為でなければ、犯罪にならない」という「法律上の罪」によく対応する考え方と思われ、先ほど、近代以前の社会は一般に「法律上の罪」と「宗教・道徳上の罪」を区別しないと申しましたが、仏教では(インドでは)非常に古くか

ら、これに相当する罪の二分法の考え方があったということは、注目に値する事実かもしれませんが。

一方、(2)に掲げた『大毘婆娑論』からの引用文にも三種の「罪」が述べられていますが(「罪に三種有り。」、これは今見た「二罪」とは異なり、むしろ「罪」という語の用法、あるいは「罪」という概念の適用範囲として異なる三種類が挙げられていると見るべきでしょう。

つまり、「罪」という言葉は、悪い行為(「悪行」)そのものを意味するばかりでなく、その悪い行為を起こすもとなっている心の中の「煩惱」も「罪」と呼ばれ、かつ、悪い行ないをした後、悪業、穢れが当人に纏わりついて、やがて悪い報いが降りかかるということから、悪行とその結果生ずる「悪業」という潜在余力としてのカルマを含めた全体もまた「罪」という言葉で表現される、というのが引用文(2)の趣旨のように思われます。『大毘婆娑論』は2世紀頃、カシミールで編纂された仏教教理(いわゆる小乗系)の百科全書作品ですが、ここで「罪は三種あり」と言われている三種の「罪」は、先ほどAの 図1:「罪」という語がカバーしうる意味範囲 で整理した意味の広がりとはほぼ対応するものと思われます。ただし、「悪業」が苦しみとなって熟した結果までもが「罪」という言葉で括られるケースは、(2)では想定していません。図式で示します。

図2: 仏典が説明する「罪」という語の多義性

「罪」1(煩惱)	「罪」2(悪行)	「罪」3(悪業)	悪報(苦果)
----------	----------	----------	--------

以上、『望月仏教大辞典』の説明をたよりに、仏典における「罪」という語の説明、分類、定義を一瞥しました。

### C. 「罪」を含む熟語について

仏教(インド仏教)における「罪」という概念についてのお話の最後として、「罪」が含まれる漢字熟語について若干コメントしたいと思います。

『佛教 漢梵大辞典』には、「罪」で始まる熟語ないしフレーズが38個挙げられ、それぞれについて相当するサンスクリット語の原語が付されていますが、ただしこれだけを眺めても各フレーズが登場する具体的な文脈が分からないため、意味は必ずしも判然としません。他方、『望月仏教大辞典』の索引(第7巻)には、「罪」で始まる熟語が10個挙がっており、そのうちで見出し語に立てられているのは、「罪業」「罪重大果」「罪人」「罪報」「罪福」の5つです。

『望月仏教大辞典』で見出し語になっている、「罪」で始まる漢字熟語(カッコ内のサンスクリットは『佛教 漢梵大辞典』による)

- ・「罪業」 苦果を招く殺生等の過ちの行ない。(pāpa-karman 悪い行為、akuśala-karman 善くない行為、sāvadya-karman 咎められるべき行為、nigha 罪)
- ・「罪重大果」 罪の最も重いものと果の最も重いもの。



- ・「罪人」 罪をなした人。
- ・「罪報」 罪の報い(としての苦しみ)。(āpatti-vipāka 罪業が熟すこと、熟した結果、aniṣṭo vipākaḥ 望ましくない業果(行為が招いた結果))
- ・「罪福」 死後に悪い生まれ方を招く罪業と、死後に善い生まれ方を保障する布施等の善行。(pāpa-punya 悪と善、dharmādharma 法と非法)

その他の「罪」で始まる漢字熟語(『望月仏教大辞典』の「罪」の項目下に説明のあるものや、宇井伯寿監修『コンサイス仏教辞典』の見出し語などより。カッコ内のサンスクリットは上と同様)

- ・「罪障」 悪業が悟りへの障害となること。あるいは、悟り・成仏の妨げとなる悪い行為。(karma-doṣa 罪業、過ち、悪しき業果)
- ・「罪過」 過ち、罪悪(āpatti 過失、過ち、kilbiṣa 罪、過ち)
- ・「罪根」 苦難を招く根本としての罪業。あるいは、罪悪の根本である無明(根本的無知)のこと。
- ・「罪清浄」 罪業を清めること(karma-śodhana)

そのほか「罪」を含む若干の熟語

- ・「性罪」と「遮罪」の「二罪」(すでに説明済み)
- ・「五逆罪」 これを犯せば無間地獄に落ちるとされる五つの大罪。五無間業ともいい、単に五逆ともいう。どのような行為が五逆罪になるかについては仏教の中に解釈が分かれるが、最も一般的なのは、殺母(母を殺す) 殺父(父を殺す) 殺阿羅漢(阿羅漢 = 仏陀の覚りを目指して修行した者で最高位に達した人 を殺す) 出仏身血(仏陀の体を傷つけて出血させる) 破和合僧(教団を破壊する)
- ・「波羅夷(罪)」 教団追放の罰をうける重罪の行為。比丘(男性出家修行者)の場合には「五戒」(不殺生 = 生きものを殺さない、不偷盗 = 他者のものを盗まない、不淫 = 男女の交わりをしない、不妄語 = うそをつかない、不飲酒 = アルコール類を飲まない)から不飲酒を除いた四つの戒めを破る行為が波羅夷にあたる罪。「波羅夷」とはサンスクリット語pārājikaないしそれに相当する原語を音写したもの。
- ・「滅罪」 自分が犯した罪過、罪障を、懺悔(仏陀や比丘の前に告白して赦しを乞う儀式)などによって、滅除すること。滅除するための方法としては懺悔のほか、称名(仏・菩薩、特に阿弥陀仏の名号を唱えること。「南無阿弥陀仏」) 観仏(仏を心に観察すること) 陀羅尼(呪文)を唱えることなどが説かれる。(「滅除罪」 = pāpa-viśuddhi 罪障を滅除すること。「浄罪」もpāpa-viśuddhiの訳語としてある。)

「罪」という語を含む塾語についてこれ以上に詳しい説明は割愛しますが、「滅罪」「滅除罪」あるいは「浄罪」という表現には若干コメントします。罪を告白するなり、呪文を唱えるなりの宗教的行為によって「滅罪」「浄罪」を図る、罪を滅除して、罪業の報いから逃れようとするという考え方に、仏教ないしインドの宗教思想に広く見られる特有の罪概念が密接に関係し

ているように思われるからです。

私はキリスト教について語る資格はございませんが、一般にキリスト教では「罪を犯すとは神の御心に背くことだ」と認識されているように思われます。キリスト教は、神と人間との、あるいは救世主キリストと人間との深い人格の絆に支えられた宗教であり、罪概念にもその特徴が映し出されていると言えましょう。私たち人間の遠い祖先にあたるアダムとイブは、楽園（パラダイス）において主なる神のみもとで何一つ憂いのない幸福な日々を送っていたけれども、神から「この木の実だけは食べないように」と言われていた、楽園の中の「知恵の木」（この木の実を食べる善悪の区別を知ることになる）の実をあるとき食べてしまったために、二人は楽園から追放されてしまった、という（旧約）聖書「創世記」の中の話はあまりにも有名ですが、この二人が行なった、禁断の木の実を食べるといふ、神の意に背く行為は、人間が犯した最初の罪、「原罪」（original sin）と呼ばれています。そしてこの罪は人間の本性に決定的な変化を及ぼし、以来人間は神の助けなしには克服し得ない罪への傾きを持つことになったという考え方が原罪という思想です。知恵の木の実を食べたことがどうして罪なのかと言えば、それは神が食べてはいけないと言ったにも関わらず、その言葉に逆らって食べてしまったからであり、神の御心に背くことが罪という概念の中心にあります。

さらにキリスト教では「贖罪」<sup>しよくざい</sup>という考え方があります。人間は自らの過ちゆえに犯した罪を世々背負い続けることとなり、罪のとりことなって悪を犯さざるを得ない存在となったけれども、これを憐れんだ神は神の子イエスを救世主（キリスト）として遣わし、キリストは十字架にかかって犠牲の死をとげたことにより、人類の罪を贖い（贖罪）救済した、という考え方です。ちなみにこの「贖罪」の英語Atonementという名詞のもととなる動詞atoneは「（罪・失敗などの）償いをする」「罪滅ぼしをする」などの意味ですが、元来は「結ばれるようになる、和解する」という意味であり、「罪を贖う（＝つぐなう）」<sup>あがな</sup>というよりは、キリストの愛（のあらわれとしての自己犠牲）を通じて、神と人間が和解する、というのが原義に近いようです。

このようにキリスト教では、罪を犯すのは人間ですが、神の御心に背くがゆえに罪であり、神に対して人は罪を犯すのであり、その罪から自らを救済する能力は人間自身にはなく（自力救済は不可能）神（ないし信仰）のみが救済しようとされています。神を語らずして、あるいは神と人間との絆を抜きにして、キリスト教の罪概念を語ることはできません。

一方、先ほど述べた「滅罪」とか「浄罪」といった熟語にあらわれた、滅せられるべき罪、洗い清めて除去されるべき罪とは、ほかならぬ自分が過去のどこかの時点で犯した罪行であり、またその罪行が自分自身に刻み込んだ目に見えない潜在余力の働きのことです。そのまま放置すればやがて悪業が熟して、自分に苦しみの報いがふりかかるので、それを防ぐために何らかの罪滅ぼしの（宗教的）行為を行なう必要があるのです。罪とは悪行を行なった当人にまとりつく塵、埃のようなものであって、その塵の蓄積がさらなる悪行を行なう傾向を強めることとなり、やがて苦しみの報いとなって熟すことになるので、その塵埃をふりはらうために懺悔や称名念仏などの滅罪行為が求められているのです。

後述するように、ヒンドゥー教においても滅罪儀礼（プラーヤシュチッタ）という考え方が発達しています。罪を、絶対的な存在（神、仏陀）との人格的な関係の中に収めたり、主観的な罪意識としてとらえる傾向よりも、むしろ道徳的・宗教的因果律（因果応報）の支配下にある実体的、非精神的、中性的な存在として認識する傾向が、インド思想では一般に強いのではないかと考えられます。

ともかく、この「滅罪」あるいは「浄罪」という概念は、キリスト教の「贖罪」とは明確に異なる罪観念を前提としています。仏陀が定めた規定を犯したので罪である、という考え方は確かに罪概念の中に一部含まれてはいますが（「二罪」の中の「遮罪」）、仏教における罪概念の本質は、世界・人間を支えている秩序、法則、規律、真理、善（ダルマ）に離反しているがゆえに罪である（「性罪」）、という点にあると考えられます。

### ・ヒンドゥー法典と「罪」

今度は仏教を離れて、一般にヒンドゥー教として括られているインドの宗教における罪概念について一瞥したいと思います。ただしひとくちにヒンドゥー教といってもその範囲はあまりにも広大であり、また「ヒンドゥー教」自体が、異宗教（特にイスラーム教とキリスト教）と対峙する中で近代以降新たに生まれた括りの呼称・概念であり、実に多種多様な宗教文化的要素の複合体をなしています。今は、テキストの範囲を代表的なヒンドゥー法典である『マヌ法典』と『ヤージュニャヴァルキヤ法典』に絞り、その中から罪概念に特に関係のある箇所スポットを当てましょう。

ヒンドゥー教には法典（ダルマ・シャーストラ）というテキストがあります。身分社会の秩序（四ヴァルナ制度、一般には「四カースト」と呼ばれるもの）や人生の四段階（四アーシュラマ＝学生期、家長期、林住期、遊行期）といったヒンドゥー思想特有の概念を基軸として、ヒンドゥー教徒（アーリア人）としてなすべき務め（ダルマ）及びなすべきでない行為（アダルマ）を規定しているテキストが法典です。今日の法律書に近い側面もあり、実定法にあたる部分も多く含まれていますが、概して宗教・道徳的倫理や慣習法の性格が強く現れています。

数ある法典の中でも最も有名であり、かつ影響力が強かったのは『マヌ法典』（紀元前2世紀と紀元後2世紀の間に成立したと推定されている）です。人類の祖マヌが語ったとされる言葉の集成であり、全体は12章2685詩節から成りますが、罪概念に最も関係が深いのは第11章でしょう。第10章までは人々の生き方、なすべき務めが説かれていますが、第11章では本来の正しい生き方に反して罪を犯した人に対して、個々の場合に分けて滅罪の方法を教えています。この滅罪のための儀礼行為が「プラーヤシュチッタ」（prāyaścitta）と呼ばれるものであり、仏教にも同種の概念があることはすでに見たところです。

以下、渡瀬信之氏の和訳（『サンスクリット原典全訳 マヌ法典』、中公文庫780、1991年）にしたがって、第11章の関係箇所をいくつか拾ってみましょう。ただし「プラーヤシュチッタ」が「贖罪」と訳されている箇所は「滅罪」ないし「滅罪儀礼」としました<sup>1)</sup>。なおカッコ内にが付いている箇所と下線は私が付加した部分です。

『マヌ法典』(渡瀬信之訳、中公文庫)第11章第44~266詩節(「滅罪」が主題)

いかなる場合に滅罪儀礼は適用されるか の節より

- ・「規定された行為(=ダルマ)を行わない者、非難された行為(=アダルマ)を行う者、および感官の対象に執着する者は滅罪を行うべし。」(44)  
(どこで「規定された行為」なのか、どこで「非難された行為」なのかといえ、それは無限の過去より世々代々、伝承されてきたと考えられているヴェーダ聖典、およびヴェーダにもとづくとされる聖典群(法典も含まれる)が規定した(と解釈する)行為と禁止した(と解釈する)行為のことで、何がダルマ(善)であり、何がアダルマ(悪)であるかを決定する基準・根拠は、何よりもまずヴェーダの教示にもとめるべきであり、人間の恣意的な判断に左右されてはならない、というのがヒンドゥーのオーソドックスな“法律家”の解釈です。)
- ・「故意ではなくなされた(akāmataḥ kṛtam故意的に行なわれたわけではない)罪(pāpa)はヴェーダの復唱によって清められる。しかし愚かにも故意になされた(kāmataḥ kṛtam)[罪]は、個々の[特定の]滅罪によって[清められる]」(46)
- ・「それ故に清めのために常に滅罪がなされるべし。実に罪(enas)が除去されない(罪が除去されない人々は)非難される特相を持って生まれるからである。」(54)

罪の分類 の節(55-71)より

- ・「ブラーフマナ(バラモン)殺し(ブラーフマナハティヤー)、スラー酒を飲むこと(スラーパーナ)[黄金]泥棒(ステーヤ)、グルの妻と交わること(グルアンガナーガマ)およびこれらの[罪を犯した]者たちと交際することは大罪(マハーパータカ)と呼ばれる。」(55)

滅罪(一)(公にされた罪の滅罪)の節(72-248)より

- ・「上において個々に述べられたそれらすべての罪(enas)を除去する誓戒(vrata)について正しく学ぶべし。」(72)
- ・「ブラーフマナ(バラモン)は、心を統一し、自己を保持して、これらのうちのいずれかの規則に依拠して、ブラーフマナ殺しによって作られた罪(pāpa)を除去する」(87)
- ・「ブラーフマナはこれらの誓戒によって[黄金]泥棒によって作られた罪(pāpa)を除去すべし。さて、以下の誓戒によってグルの妻と交わることによる[罪]を除去すべし。」(103)
- ・「これらの誓戒によって、ブラーフマナは、公にされた罪(āviṣkṛtainas)から(直訳的には「罪を犯しそれが公になったブラーフマナは」)清められる。しかし公にされていない罪(anāviṣkṛtapāpa)は、聖句(マントラ)および火への供物の献供(ホーマ)によって清めるべし。」(227)

滅罪（二）公にならない罪に対する滅罪 の節（249 - 266）より

- ・「リグヴェーダを保持するブラーフマナは、たとえこの三界を滅ぼし、どのような人間の食べ物を食しようと、いかなる罪（enas）をも得ない。」（262）

詳しいコメントは省略しますが、罪行によって作られた罪（罪業）を、滅罪儀礼によって「除去する」「清める」という表現が、上に引用した箇所にも登場します。「罪」というものが主観的な意識の側にあるものというのではなく、むしろ非常に物的、具体的な実体として表象されていることが伺われると思います。

以下、第11章の滅罪儀礼の記述から浮かび上がる『マヌ法典』の罪概念を、図式的にまとめます。

図式 3：『マヌ法典』の罪概念

（故意に）なされた罪	罪業	惨めな来世
滅罪儀礼	罪の除去 / 浄化	本来あるべき状態（ダルマの世界）への復帰
罪を生む事態 =	義務行為の不履行	悪しき行為の実践 享楽に耽ること

『マヌ法典』に次いで有名であり、インドで影響力の強かった法典が『ヤージュニャヴァルキヤ法典』（推定 6 世紀頃成立）です。ヴェーダ時代の有名な祭式学者（かつ哲人？）ヤージュニャヴァルキヤが語り手となった形なのでこの書名があります。『マヌ法典』よりもコンパクトで作品構成も整っています。全体は、「アーチャーラ」（行為の準則）と「ヴィヤヴァハーラ」（訴訟）と「ブラーヤシュチッタ」（滅罪）の三部構成です。『マヌ法典』の和訳をなさった渡瀬信之氏とヴェーダ研究者の井狩弥介氏の共訳（訳注付）が2002年に、平凡社の東洋文庫698として出版されましたので、内容は容易に一覧することができます。罪概念を調べるには第三巻「ブラーヤシュチッタ」を見なければなりません。

「ブラーヤシュチッタ」というサンスクリットは、以前は「贖罪」（英訳で“atonement”あるいは“expiation”と置き換えられるのに引っ張られたと思われませんが）と訳されるのが通例でしたが、これがキリスト教の「贖罪」の考えとは全く異なるものであることは、すでに見たとおりです。『ヤージュニャヴァルキヤ法典』第三巻の訳注においても、渡瀬氏自身が『マヌ法典』の和訳（書名既出）で「贖罪」としたのは訂正しなければならないと述べられています。

「ブラーヤシュチッタの語義は明瞭でない。通常“atonement”“expiation”と英訳され、またその日本語訳である「贖罪」などと訳されるが、古代インドにおいては「罪を贖う」という観念は存在しないようである。少なくともマヌ法典においては実体として付着した罪を除去するという観念のみが見出される。…（中略）…。祭式文献における用例からは、むしろ、祭式執行中に生じた誤りや不慮の事態発生による、本来あるべき状況からの逸脱

を取り直して、祭式進行を正規のありかたに戻すための、「原状復帰儀礼」「取り直し儀礼」との理解がより適切である。」(井狩弥介・渡瀬信之訳注『ヤージュニャヴァルキヤ法典』東洋文庫698、平凡社、2002年、307頁)

以下で、同訳注書第三巻の中からいくつか訳文を引用させていただき、同箇所から見た『ヤージュニャヴァルキヤ法典』の罪概念を、図式的にまとめておきます。(カッコ内の のあとは私が付加した部分です。)

『ヤージュニャヴァルキヤ法典』(上掲書)第3巻「罪の除去」(プラーヤシュチッタ) 罪による転生 の節より

- ・「大罪 ( mahāpātaka ) を犯した者は、大罪によって負う恐ろしくかつ蔑視される 諸々の地獄を経験し、業が消滅した後に、[ 再び ] この世界に生まれる。」( 207 )  
( 大罪： パラモンを殺す スラー酒を飲む 黄金を盗む 師の寢床を犯す ~ の大罪を犯したものと一年間食事を共にする )

どのような場合にプラーヤシュチッタを行なうか の節

- ・「規定されたことを実行しないことによって、非難されることをいつもすることによって、また感官を制御しないことによって、人は [ ダルマの世界から ] 落下する。」( 220 )
- ・「それ故、そうした者は、この世で、清めのために、滅罪儀礼を行うべきである。そのようにするとき、その者の内なるアートマン ( antarātman ) と世人は満足する ( prasīdati ) 。」( 221 )
- ・「故意になされたものでない ( うっかり犯してしまった ) 罪 ( enas ) はプラーヤシュチッタ ( 滅罪儀礼 ) によって滅する。しかし、[ 罪が ] 意図的であるときは、[ 聖典の ] 言葉にしたがって、[ プラーヤシュチッタを行っても罪は消滅しないが ( 消滅せず ? ) ] 交わり可能な ( 交わり不可能な ? ) 人間としてこの世に生まれる。」( 222 )

( 故意になされた罪に対しても滅罪儀礼は有効であるという見解が一般的のようですが、ここでは無効という本書独特の見解が提示されています。 )

プラーヤシュチッタを行わないことの結果 の節より

- ・「プラーヤシュチッタを行わず、罪に耽り ( pāpeṣu nirata- ) 後悔しない者は、苦しく厳しい地獄に行く。」( 223 )
- ・「大罪あるいは準大罪 ( upapātaka ) から生ずる恐ろしい [ 罪 ] ( doṣa ) と結ばれ、プラーヤシュチッタを行わない者は、最低の人間として [ これらの地獄へ ] 行く。」( 227 )

大罪のプラーヤシュチッタ の節より

- ・「プラーフマナ殺しは、[ 殺した相手の ] 頭蓋骨を [ 杖の頭につけて ] 標識とし、乞食によって得たものを食し、節食し、[ 自らのなした ] 行為を告げながら、十二年を

過ごすとき、清浄を得る。」(243)

公に知られた罪のブラーヤシュチッタ の節より

- ・「場所、時、年齢、能力、罪科 ( pāpa ) を慎重に吟味してブラーヤシュチッタを設  
定すべきである。罪の除去方法が規定されていない場合も [ 同様にされるべきであ  
る ] 」(296)
- ・「罪が公に知られているときは、パリシャッド ( 有識者集団 ) に指示されたヴラタ  
( 誓戒 ) をなすべし。」(303前半)

罪が公に知られていないときのブラーヤシュチッタ の節より

- ・「罪が知られていないときは、密かなヴラタを行なうべし。」(303後半)
- ・「あるいは、夜であれ昼であれ知らずに犯した罪 ( ajñānakṛtam ) は、三度のサンディ  
ヤーを行うことによってそのすべてが消滅する。」(310)

#### 図式 4 : 『ヤージュニャヴァルキヤ法典』の罪概念

罪を犯す 当人は業 ( 悪業、罪業 ) を背負う ( 滅罪儀礼をしないまま ) 恐ろしい報いを受ける ( 地獄に生まれる ) 業が消滅 再びこの世の生まれる
---

滅罪儀礼 ( ブラーヤシュチッタ ) の執行 罪業の消滅 / 浄化の実現 恐ろしい報いを受けない
---

罪が公になるか否かで滅罪儀礼の軽重が異なる ・公にならない罪に対する滅罪儀礼は軽い 故意に行なった罪に対して滅罪儀礼は有効か否か ・無効とされる ( 他の法典には見られない独特の見解 )
--

#### ・『バガヴァッド・ギーター』における「罪」

ヒンドゥー社会の諸制度の基礎をなす法規の集成である法典 ( 実定法相当を含むが、慣習法や宗教法をも包摂しているので現代の法律書とは大きく異なる ) とした代表的な『マヌ法典』と『ヤージュニャヴァルキヤ法典』における罪概念を見てきましたが、法典における罪概念は、ヴェーダを頂点とするヒンドゥーの聖典の權威と因果応報の業思想の二本柱から成るということができるかもしれません。善い行ないをすれば幸せな結果 ( 生まれ ) を得ることができ、悪い行ないをすれば不幸な結果 ( 生まれ ) を得るという限りでは業の法則が支配していますが、何が善 ( ダルマ dharma ) であり、何が悪 ( アダルマ adharma、パーバ pāpa ) であるかを判断する最も重要な根拠は、ヒンドゥー社会に連綿と伝承され続けてきた聖典 ( ヴェーダ聖典、及びヴェーダを根本とするとされる附属文献・法典類 ) の教示であると考えられているのです<sup>2)</sup>。いったん悪、罪を犯してしまった人は、神といえども救うことはできないことになります。しかしそのまま「放置」してしまえば、当人は必ずや不幸な未来を背負わなければならないので、その罪を帳消しにするための儀礼ブラーヤシュチッタを法典は人々に伝えている、ということ

を確認しました。

これに対してヒンドゥー教のバイブルとも言われ、恐らく世界でも最もよく読まれたヒンドゥー教のテキストである『バガヴァッド・ギーター』には、一心に神（バガヴァット）に「信愛」（バクティ）を捧げれば、たとえどれほど重い罪を犯した人であろうとも、神の恩寵にあずかって救済される、という思想が見られます。神の恩寵の力が因果応報の道理を打ち破る、ということになります。大乘仏教の阿弥陀仏信仰において衆生はあまねく救済される（浄土に往生する）という、救済者としての阿弥陀仏を立てる思想と通低するものがあります。以下のギーター第9章第30詩節の言葉から、『歎異抄』の「善人なおもて往生をとぐ、いはんや悪人をや」の言葉を連想する人は少なくないと思われます。ただしギーターの場合は、神（バガヴァット）からのメッセージである、という点が大きな違いといえましょう。（キリスト教との類似性も指摘しうるところです。）

『バガヴァッド・ギーター』（上村勝彦訳、岩波文庫、1992年） 神への信愛と罪

第9章 より

- ・「人が<sup>バクティ</sup>信愛をこめて私に葉、花、果実、水を供えるなら、その敬虔な人から、信愛をもって捧げられたものを私は受ける。」(26)
- ・「あなたが行なうこと、食べるもの、供えるもの、与えるもの、苦行すること、それを私への捧げものとせよ、アルジュナ」(27)
- ・「かくて（このようにすれば）あなたは、善悪の果報をもたらす行為（業）から解放されるであろう。放擲<sup>ほうてき</sup>のヨーガ（結果がどうなるかに対するこだわりの心を捨てて、すべてを神にゆだねる、ひたすらの生き方）に専心し、解脱して私に至るであろう。」(28)
- ・「私は万物に対して平等である。私には憎むものも好きなものもない。しかし、信愛をこめて私を愛する人々は私のうちにあり、私もまた彼らのうちにある。」(29)
- ・「たとえ極悪人（ sudurācāra ）であっても、ひたすら私を信愛するならば、彼はまさしく善人であると見なされるべきである。彼は正しく決意した人であるから。」(30)

しかし『バガヴァッド・ギーター』には、このほかにも罪概念に関連して注目すべき考え方が見出されます。すなわち、神にすべてを委ねる「信愛の道」（バクティ・ヨーガ）は、『バガヴァッド・ギーター』全般を貫く基調思想と言えますが、しかしこれと並んで「知識の道」（ジャニャーナ・ヨーガ）及び「行為の道」（カルマ・ヨーガ）も説かれており、いかにして過去の罪業を乗り越えればよいかという点に関しては、それぞれの道に特有の考え方が付随しています。

以下は、知識の道を究めて罪業から解放される可能性が示されています。いわゆるインド哲学者が好んで引用する有名な箇所の一つです。ただしここで強調される「知識」（ジュニャー



ナ)とは、単にものごとを一般的な意味で知る情動的知識のことではなく、また知ること自体、自己目的となるような理論的知識とも異なります。むしろ正しく生きるための確固たる指針となる実践知、哲学的英知、あるいは宗教的洞察知を獲得し深めることこそが「知識の道」なのであり、そしてギーターにとって「正しく生きる」とはつまるところ、私心をすて、結果にこだわることなく、神をひたすら信じ、神にすべてを委ねることですから、その神の実在性、神の力、神の恩寵、御心を知る知識こそを究めるのが「知識の道」である、と言えるかもしれません。ともあれ「知識の道」では、過去に犯した過ちを帳消しにする滅罪儀礼(プラーヤシュチッタ)の役割を、「知識」「知識の船」「知識の火」が担うとされています。

『バガヴァッド・ギーター』 罪を焼き尽くす知の力

第4章 より

- ・「仮にあなたが、すべての悪人のうちでも最も悪人(pāpakṛttama)であるとしても、あなたは知識の舟により、すべての罪(vṛjina)を渡るであろう。」(36)
- ・「あたかも燃火が薪を灰にするように、知識の火はすべての行為(業)を灰にするであろう。」(37)

最後に「行為の道」と罪概念が関係する箇所を一つとりあげておきます。最初に謎のような引用文をご覧ください。

『バガヴァッド・ギーター』 務めを果たして罪業から解放される

第3章 より

- ・「祭祀の残りものを食べる善人は、すべての罪悪(kilbiṣa)から解放される。しかし、自分のためにのみ調理する悪人は罪(agma)を食べる。」(13)
- ・「このように回転する[祭祀の]車輪を、この世で回転させ続けぬ人、感官に楽しむ罪ある人(aghāyu)は、アルジュナよ、空しく生きる人だ。」(16)

まず「祭祀の残りものを食べる」という言葉の意味ですが、ヒンドゥー教の源流をなすヴェーダの宗教(バラモン教)には、人間は神々(自然界、世界の秩序を維持する働きを担う)に供物を捧げ、宗教的な務めを果たすことを通じて、みずからの願いをかなえることができ、また神々も人間から捧げられた供物を受納することで、その威力を維持・増大させることができる(世界の秩序が維持され真理・正義が実現する)、という神人互恵の考え方があります。「祭祀の残りものを食べる」とは、人が食べ物を調理した場合、ただちに自分の空腹を満たすためにそれを食べてしまうのではなく、まず神様や祖先の霊にお供えして、そのあとで「残った」食べ物を摂取しなければいけない、ということです。

なぜそうなるかと言えば、食物、たとえば穀物が実するためには、大地が天から雨の恵みを受けなければならないのであり、人のいのちを支える食物は、自然界の秩序が保たれてこそ得ら

れるものであり、それ自体、自然界（神々）からの贈り物であり、天の恵みなのだ、という思想がベースにあるからだと思います。神々に供物を捧げずに、ただ自分だけでその恵みを享受する者は、「盗人にほかならない」とも言われています（第3章12）。

「祭祀の車輪を回転させる」というのも、同じ考え方です。祭祀を行い、神々に供物を捧げることで、天の恵みにあずかり、雨が大地に降り注ぎ、食物（植物）が実り、それを摂取して生類が繁栄し、その生類（人間）がまた自ら祭祀を实践すれば、天の恵みから新たな生命が誕生する、という輪が回り続けるということです。しかし人間が祭祀を捨て、神々へ捧げる行為をやめ、もっぱら自分の欲望を満たすことに溺れてしまえば、この円環システムは崩れてしまい、宇宙の秩序を支えられた「いのちのバトンリレー」が絶たれてしまうこととなります。こうして世界の秩序維持・生類繁栄の輪を回し続ける祭祀行為が善となり、それを怠ることは悪、罪となることから、祭祀の車輪を回転させない人は「罪ある人」と言われているのです。

ただしギーターにおける「行為の道」は、こうしたインド古来の祭祀中心の宗教観の枠組みを用いながらも、「行為」の意味を祭祀、献供の行為に限定せず、むしろ現実の社会、生きる現場の時々において果たすべき行為一般（ただしヒンドゥー社会の伝統文化という枠組みにおいてではあります）へと射程を広げて、行為の結果を顧みず、すべての神に委ね、神（複数の神々ではなく、単数の「バガヴァット（＝クリシュナ＝ヴィシュヌ）」）への捧げものとして、ひたすら務めを遂行することが、「祭祀の残りものを食べる」ことであり、「祭祀の車輪を回転させる」ことであると拡大解釈をしているようです。

### ・行為の道、神々への負債 「人は生まれながらにして三つの負債がある」

以上、ヒンドゥー教のバイブルとも言われる『バガヴァッド・ギーター』に見られる罪について、三つの道（ヨーガ、鍛錬、修道） 「行為の道」「知識の道」「信愛の道」 との関連からご紹介しました。すなわち、「信愛の道」および「知識の道」と罪概念との関連でご紹介したギーターの箇所では、過去において積んだ罪業から救済される手だてとして、神へのひたすらな信仰（バクティ）の力、あるいは知識の威力がある、ということが強調されているのを見ました。

他方、「行為の道」と罪との関連はどうでしょうか。上に引用した二つの詩節の中で特に最初の詩節（第3章13）が問題となります。そのうちで後半の行「しかし、自分のためにのみ調理する悪人は罪を食べる」は、『マヌ法典』にほぼ同文が見られます（第3章118）。細部の専門的な問題は抜きにして、またギーターにおいて拡大され、変容している意味の可能性はひとまず顧慮せずに考えれば、祭祀の残りものを食べよ、という聖典の教えに反して、ひとえに自分の空腹を満たすために料理し、その食べ物を摂取するならば、その人は「悪人」となって罪を犯すことになる、ということでしょう。したがってそのような人は食べ物を食べているというより、「罪を食べている」に等しいのです。

では前半の行「祭祀の残りものを食べる善人は、すべての罪悪から解放される」とはどのような意味でしょうか。「祭祀の残りものを食べる善人」については、すでにご説明しましたが、

その人が「すべての罪悪から解放される」というのは、何を意味しているのでしょうか。すくなくとも三つの可能性が考えられます。

一つは、「祭祀の残りものを食べる善人」は、「祭祀の残りもの」を食べずに「自分のためにのみ調理する悪人」が背負うことになる「すべての罪悪」、罪業を背負わないですむ、ということ。一つは、聖典の教えに従って「祭祀の残りもの」を食べる「善人」は、その行為の威力によって、過去に積んだ「すべての罪悪」、罪業の滅尽が実現する、ということ。もう一つは、「すべての罪悪から解放される」という表現は字義通りにとるべき性質のものではなく、それほどすばらしいことなので、「祭祀の残りもの」を食べよ、という聖典の教えにどうぞ皆さん、従いましょうというメッセージを伝えるためのレトリックにすぎない、ということです。

ちなみに、有名なインド宗教哲学者シャンカラ（8世紀）の注解は第二の解釈を採用しています。ただし「すべての罪悪」といっても、不注意で犯してしまった軽罪など、ある特殊なタイプの罪の範囲に限定した上で、そのような限定的な意味での「すべての罪悪から解放される」という説明をしています。しかし単に「すべての罪悪から解放される」と述べているギーターという言葉に、このような特殊な意味を付与するのは、いかにも後代の教義の色眼鏡によるバイアスのかかった無理な解釈ではないでしょうか。思うに、もしこの第二の意味が原意であるとするならば、「祭祀の残りものを食べる善人」とは、古来の祭祀中心のバラモン教の伝統の枠内にとどまる意味ではなく、すべての行為を、結果にこだわることなく、神への捧げものとする信心深い人であれば、過去の罪業すべてから解放される道が開かれるであろう、という広い意味にとらえる必要があるのではないかと考えます。ただし現段階ではこれは私の勝手な憶測にすぎず、特に資料的な根拠が存在するわけではありません。

ところで、祭祀の残りもの云々の詩節の直前の詩節 「実に祭祀により繁栄させられた神々は、汝らに望まれた享楽（食物）を与えるであろう。神々に〔祭祀を〕捧げないで彼らに与えられたものを享受する者は、盗賊に他ならぬ。」（第3章12） において、人間と神々が祭祀を媒介としてお互いにgive-and-takeの関係にあることが述べられていますが、この詩節の中の「神々に〔祭祀を〕捧げないで」という箇所を、先ほど言及した宗教哲学者シャンカラは、「〔神々に対する〕負債を返済せずに」と言い換えています。つまり、神々に祭祀を捧げる、あるいは祭祀を行なって神々に供物を献ずることを、神々に対する負債を返済する、と表現していることとなります。

この「神々に対する負債を返済する」というのは、実はヒンドゥー教の源流（の一つである）バラモン教にまで遡る、非常に古い考え方に根ざしています。その古い思想とは、「人は生まれながらにして三つの負債を負っており、それぞれ負債を返済しなければならない」というものです。「神々に対する負債」もその一つです。それを含めて三つの負債と、その「返済方法」を以下にまとめておきます。

「生まれながらの三つの負債」(“ the three religious and spiritual debts ”)

1. 神々に対する負債 祭式を行って神々に供物を捧げることによって返済される

- 2 . 祖先（祖霊）に対する負債 子供をもうけることによって返済される
- 3 . 賢人に対する負債 ヴェーダを学習することによって返済される

（Cf. P.V. Kane, *History of Dharmaśāstra*, Vol.V, Part 2, p.1626など）

要するに借金です。生まれた時に私たちは三つの借金を背負っているのです。その借金を返さなければいけないということ。すでに「祭祀の残りのものを食べる」あるいは「祭祀の車輪を回転させる」という考え方を説明するところでも触れましたように、今日的な視点からこうした古代インドの宇宙観、人生観を見直すならば、私たちのいのちは、とりまく世界、宇宙（神々の支配する世界）の中に生れ落ち、自然の恵みを享受しつつ、世々代々、いのちのバトンリレーを続けているけれども、世界と人間との関係は決して一方向的なものではなく、自然の恵みは決して無条件に無尽なものではなく、たえず人間の側の「借金返済」の営みが求められている以上、相互に依存しあい、相互にgive-and-takeの関係を保ち続けなければならない、ということになります。祭式は、世界（神々）と地上の人間を結ぶ仲立ちの役割を果たし、その祭式を媒介とする世界と人間との調和関係を過去から未来へとつなぎ続けてゆくために、三つの負債返済を行い続ける任務が私たちにはある、ということになりましょう。知識もまた過去の無数の人々の努力のたまものであり、未来へと継承してゆくべき大切なものとして詠われています。

バラモン教中心の見方ではありますが、古代インド人にとって学ぶべきものとは祭式の書であるヴェーダ聖典とそれに付随する諸文献にほかなりません。祭式儀礼が異常に発達し、その意義付けのための理論も煩瑣なバラモン教の固有の価値観に色づけられた発想であり、また自然科学および科学技術のめざましい進展にともない、自然に対する人為の優位が圧倒的なものとなりつつあるかのような今日的な状況の中では、こうした土着的、あるいは牧歌的な思想が、そのまま私たちの時代に意味があると単純に言い切れるものではないでしょう。ただ、自業自得の業思想から導かれる罪概念は、あくまでも自己中心の色に染まりやすいでしょう。自らの将来を思い、未来の苦しみを避けるために、今は罪を犯さないでおきましょう、という考え方となりましょう。それに対して生まれながらに三つの負債を、神々、祖先、そして賢者たちに負っているという考え方のほうが、自分という存在を最初から孤立させず、自分が過去とつながっていて、そのつながりを背負って今があるととらえているところに、私自身は共感を覚えます。

### ・結びにかえて

以上、仏教（インド仏教）も含めてインド思想における罪の概念について、思いつく範囲、あるいは私がお話できる範囲の中でまとめてみました。はなはだ不十分なまとめではありましたが、「罪」というたったひとつの言葉をめぐって、実にさまざまなインド思想あるいは仏教思想特有の概念や思考法が絡んでいることが、ある程度明らかにできたのではないかと思います。

インド思想を理解するうえで最も重要な語、概念としてしばしば挙げられるのがダルマ (dharma) です。ダルマは法と訳されますが、法という訳語でどこまでカバーできるかはむずかしい問題でしょう。宇宙、世界の秩序・法則・真理であるとともに、人倫・道徳・正義・善であり、また実定法とは異なり、人間の、あるいは一般人の斟酌を超えた存在であり、宗教家の目覚めによってその何たるかが開示され、あるいは世々代々伝承されている聖典の記述を頼りにするほかはない、とされるものです。近代社会の法律という概念とのずれは大きいと思われるかもしれません。しかしそれにもかかわらず、ダルマを尊ぶ精神は、法律を尊ぶ精神に通じていることも確かでしょう。

「ダルマ」の反対概念としては、頭に否定を表す接頭辞「ア」を添えた「アダルマ」(adharma) があげられ、そしてそこに「パーパ」(pāpa) を始めとして、「悪」「罪」「穢れ」「煩惱」「悪業」「罪障」などを表す言葉が連なります。インド思想・仏教思想における「罪」の概念の多様な広がり、同思想におけるダルマ(法)の概念の豊富さと密接に関係していることは確かです。

「インド思想と罪」について語るべきことは、まだまだ沢山あることでしょう。いわゆる東京裁判(極東国際軍事裁判)で「日本無罪論」を展開したことで知られるインドの法律家R. B.パール判事は、インドの伝統的な法哲学(ダルマ・シャーストラ=ダルマの学)、ヒンドゥー法、そして仏法にも通じた、いわば法を尊ぶインド精神の代表的な存在の一人です。戦争犯罪について彼が語っていることが、インドの「ダルマの学」の伝統、あるいは広くは聖典解釈学(近代の法律解釈の原則に通じるものがあるとされる)にどの程度、根ざすものであるのか、これはとても興味深いトピックですが、ここでは扱うことができませんでした。

さらには、「罪を憎んで人を憎まず」の言葉は、いまだに出典が明らかになっていないようですが、どこかに仏教の無我の教えの響きがあるように思えてなりません。実は「罪」のお話をするにあたって、私の心に最初に浮かんだのがこの言葉でした。

最後に、『十七条憲法』の中に「罪」という言葉が出てくる箇所を探してみますと、第十一に以下の言葉がありますので、この拙論の結びと致します。

『十七条憲法』における「罪」(『聖典聖歌集』より)

- ・十一に曰く、功過こうかを明らかに察して賞罰必ず当てよ。頃このごろ賞は功においてせず、罰は罪においてせず。事を執る群卿ぐんけい、宜しく賞罰を明らかにすべし。

(現代語訳：第十一に、下役のものに手柄があったか、しくじりがあったかをよく見抜いて、賞も罰も間違わぬようにしなさい。ところが、このごろは往々にして、賞が手柄のないものに与えられたりして不公平である。賞罰のことにたずさわる上役の人たちはよく気をつけて賞罰をはっきりさせて間違わぬようにしなければならない。)

注

- 1) 後述するように、渡瀬氏も後にこの「贖罪」という訳語は訂正すべきだと述べておられます。
- 2) 何がダルマであるかを知るための根拠について、『マヌ法典』も『ヤージュニャヴァルキヤ法典』も筆頭にヴェーダ聖典を挙げている。「正しい生き方の源(ダルマ・ムーラ)は、ヴェーダの全体、それを知る者たちの伝承と実践、善き人々の慣習(良俗)および心の満足である。」「マヌ法典』2.6、「ヴェーダ、[ヴェーダに精通する人々の]記憶・伝承(スムリティ)、善き人々の慣行(サッドアーチャーラ)、自らの心にとって好ましい事柄、正しい意図から出た願望　これらが正しい生き方(ダルマ)の源であると言われている。」「ヤージュニャヴァルキヤ法典』1.7。